

# 福岡市公報

令和7年12月25日 第7200号(別冊2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

一目  
規次一  
則

ページ

○福岡市民体育館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (第103号) .....	1
○福岡市民体育館条例施行規則の一部改正 (第104号) .....	1

---

## 規則

---

福岡市民体育館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和7年12月25日

福岡市長 高島宗一郎

**福岡市規則第103号**

福岡市民体育館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福岡市民体育館条例の一部を改正する条例（令和7年福岡市条例第45号）は、令和8年1月1日から施行する。

---

福岡市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年12月25日

福岡市長 高島宗一郎

**福岡市規則第104号**

福岡市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市民体育館条例施行規則（平成15年福岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項の規定」を「前2項の規定」に、「前項の開館時間」を「開館時間又は供用時間」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 駐車場の供用時間は、午前8時30分から午後10時30分までとする。

第5条の次に次の1条を加える。

(駐車場の利用の許可)

第5条の2 条例第4条の規定による利用の許可（駐車場に係るものに限る。）は、自動車を入庫させるときに駐車券（様式第3号の2）を交付して行うものとする。

第15条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、駐車場の使用料は、駐車場を利用した者が自動車を出庫させるとときに徴収する。

第16条第1項第1号及び第2項中「市民体育館利用券」の次に「又は駐車場に係る利用券」を加える。

第23条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第9条第2項の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 本市の公用自動車 全額

(2) 市内に居住する心身障がい者が運転し、又は同乗する自動車 全額

(3) 武道館（福岡武道館条例（昭和54年福岡県条例第10号）第1条第2項に規定する福岡武道館をいう。以下この項において同じ。）を利用した者が運転する普通自動車であって、駐車場の利用時間が1時間を超えないもの 全額

(4) 武道館を利用した者（体育館を利用した者を除く。）が運転する普通自動車であって、駐車場の利用時間が1時間を超えるもの 当該使用料の額から、当該利用者が体育館を利用した場合の駐車場の使用料の額を減じて得た額

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める自動車 全額

第24条に次の1項を加える。

2 前条第2項第2号の規定により駐車場の使用料の減免を受けようとする者は、同号に規定する者であることを示す療育手帳等を体育館の管理の業務に従事する者に提示しなければならない。

第33条中「及び第23条第2項」を「並びに第23条第2項第5号及び第3項」に改め、「まで」の次に「（別記様式第3号の2を除く。）」を加える。

別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2

入 月 日 時 分
出 月 日 時 分
駐車券
福岡市民体育館専用駐車場

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

